

## 方針等策定済み都府県のその後の対応

策定済	①市町村や各学校への周知の方法	②保護者への周知として県が主導で行ったこと
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書、HPへの掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への文書を県が素案を作成し、県立学校や市町村に参考として送付した。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>1-2</b></p>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会に文書で通知し各学校への周知を依頼。</li> <li>県立学校へ通知。</li> <li>校長会で課長が説明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の保護者宛文書を作成し、送付を依頼。</li> <li>市町村のPTA連合会総会で、会長から県の方針を説明をする。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>1-3</b></p>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPへの掲載。</li> <li>高校版、中学校版を作成しそれぞれ通知文と一緒に周知を図った。</li> </ul>	特になし。
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドラインが送付された際の依頼文と同様の内容で市町村へ送付した。</li> <li>今後、既存の会議の際にガイドラインの内容を説明していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA総会で説明するなど具体的な方法をガイドラインに示して、県立学校や市町村に保護者への周知をお願いした。</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長会や教育長会で説明を行った。</li> <li>県立学校は部活動顧問研修会（任意参加）で説明する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月にリーフレットを作成し配布予定。</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校は5月上旬にメールで送付</li> <li>私立学校は庁内の担当課から送付</li> <li>校長会、教頭会、教育長会、事務長会で説明をした。</li> </ul>	特になし。
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県から教育委員会、県立学校へ周知。</li> <li>知事部局から私立学校へ。</li> <li>検討委員会などを設けなかった。</li> <li>高体連、中体連、高野連、市町村教育協議連盟に課長が了解を事前に得て公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へは特になし。</li> <li>国のガイドラインと同じ内容なので、高校において課題が多い。6月から部活動改革推進委員会を立ち上げて、方針を策定する予定。その中にPTA連合会役員が入って検討してもらう。</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村はメールで通知しHPを参考にってもらうよう依頼。</li> <li>校長会で各学校へ周知。</li> <li>新聞の報道発表の際にHPを参考にってもらうようにした。</li> </ul>	特になし。
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月20日の通知前に、高体連、高文連、中体連、校長会で周知。</li> <li>4月20日付で通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。（検討会のメンバーにPTAの代表に入ってもらっていた）</li> </ul>
神奈川県 <b>1-6</b> <b>1-7</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月9日記者発表後、県版の方針を市町村へ送付。県立学校版も参考資料として送付。</li> <li>私立については担当課の対応となり、現在は協力をお願いしている状況で、実行されているかどうかの把握はできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> <li>各学校で保護者に対応してもらいたいため、リーフレットを作成。説明会等に利用してもらうように働きかけている。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>1-4</b></p>

参考

山口県（未策定）

**1-5**

保護者の皆様へ

## 「部活動での指導ガイドライン」について

平成 30 年 3 月  
宮城県教育委員会

部活動については、学校の教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、大きな教育的意義があると言われていた一方、指導の過熱化や教員の多忙化などが課題として指摘されています。

このたび、国において生徒に望ましい活動環境を構築する観点からガイドラインが策定されたことを受け、県教育委員会として「部活動での指導ガイドライン」を策定しました。

今後、本ガイドラインをもとに、各学校において部活動の指導・運営に関する体制が構築され、生徒のバランスの取れた健全な成長がなされることを期待します。保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

### 「部活動での指導ガイドライン」(一部抜粋)

#### 【適切な休養日及び活動時間等の基準】

- ① 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。  
(少なくとも平日に 1 日、土曜日及び日曜日に 1 日以上)
- ② 長期休業中は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度とする。
- ④ 朝練習については、原則禁止とする。

※ 大会やコンクール等の前の時期は「ハイシーズン」として活動し、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。

平成30年4月

保護者の皆様へ

群馬県教育委員会

## 適正な部活動の運営への御理解と御協力について

日頃より、保護者の皆様には本県の教育に御理解・御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、学校における部活動は児童生徒の心身の成長や連帯感の涵養など、学校教育が目指すたくましく生きる力の育成や豊かな学校生活を実現させるうえで、大きな役割を果たしている活動であります。

一方で、行き過ぎた指導や勝利至上主義、過度な週休日の練習や大会への参加など、全国的に部活動の運営の適正化や指導に当たる教職員の多忙化の解消が求められています。

このような中、県教育委員会では、平成29年6月より、市町村教育委員会やPTAなど関係機関の代表者で構成された「教職員の多忙化解消に向けた協議会」を開催し、適正な部活動の在り方を検討してまいりました。

また、スポーツ庁が策定した「国のガイドライン」において、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、地域のスポーツ団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備の充実を図ることとしております。

県教育委員会としましては、県内各学校において、生徒の健やかな成長にとって望ましい部活動となるよう、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言を踏まえ、「国のガイドライン」に則り、「適正な部活動の運営に関する方針」を策定し、県下の中学校において足並みを揃えて取り組むこととしました。中学校期における生徒の成長にとって望ましい部活動の在り方を検討する中で、特に、休養日の設定等については、下記のとおり示したところであります。

各学校における具体的な取組については、各市町村教育委員会が策定する部活動の方針に基づいて進めることとなりますので、適正な部活動の運営への御理解と御協力をいただきまますようお願いいたします。

**○週当たりの休養日設定**

- ・週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。  
※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

**○長期休業中の休養日設定**

- ・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。  
※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

**○活動時間**

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終えることとする。

神奈川県教育委員会では

# 生徒がバランスのとれた学校生活を送れるよう 部活動の適切な運営に努めます!!

## 部活動

は、学習指導要領「総則」の中で、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と位置付けられています。

部活動の適切な運営により、生徒が豊かな学校生活を送るとともに、教員の負担が過度にならず、生徒に生き生きと接することができるよう、取り組んでまいります。



かなかなかぞく



かなぼう

### ☆ 学校教育目標を踏まえ、適切な休養日を含めた年間指導計画を作成します。

各部活動顧問は、適切な活動を推進するため、目標を設定し、運営の方針や年間指導計画等を作成します。また、活動時間や場所、年間の経費等についても明示します。



ミビョーナ

### ☆ 適切な指導を実施し、指導体制と環境の整備に努めます。

指導者は過去の実績や経験によるものだけでなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められます。部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めます。



ミビョーネ

### ☆ 生徒の心身の健康を管理し、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動が楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

### ★適切な休養日の設定★

**週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けます！  
ただし、各部活動の実情に合わせ、柔軟に休養日を設定します。**

#### 〔具体的な運用について〕

- ◎各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とします。
- ◎年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定します。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可）以上の休養日进行するようにします。



りかちゃん

#### 〔52日の考え方〕

- ◎平日は放課後の部活動が行われない日を1日とします。
- ◎週休日（祭日等を含む）は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とします。
- ◎長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとします。

#### 〔取組の検証について〕

- ◎部活動に係る取組について、取組状況を把握・検証し、その結果を踏まえ、必要な改善を図ります。



生徒のバランスのとれた生活と成長に向け、

# 週1日以上適切な 休養日を設定しましょう!

## ■ 部活動とは

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に活動を行うものです。

## ■ 部活動の意義

部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養（かんよう）、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものです。

## ■ 工夫及び配慮事項

部活動を実施する際には、地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うよう配慮することが求められています。

※ 「学習指導要領解説」より



## 工夫及び配慮事項

### 部活動の意義が十分発揮されるような適切な運営

- ・学校教育の一環として、学校全体としての指導体制を確立
- ・技術指導に偏ることのない生徒一人ひとりの能力に応じた指導
- ・生徒の個性を尊重した自主的・自発的な活動の尊重
- ・過度に大会やコンクール等での結果を求めない
- ・安全管理と事故防止に必要な安全指導の徹底
- ・体罰根絶に向けた指導体制づくり
- ・保護者や地域の人々、外部指導者との連携を図るなど、学校・地域の実情に即した開かれた部活動の実現

### 生徒のバランスのとれた生活と成長を確保

### 県教委が定める「休養日等の設定基準」

- 週1日以上は、休養日を設定すること
- 月に1回以上は、土曜日又は日曜日に休養日を設定すること
- 活動時間は、平日は2～3時間以内、土曜日・日曜日は、3～4時間以内とすること  
(留意事項)
  - ・休養日の設定は、部毎でよいこと。
  - ・休養日は、土曜日又は日曜日に充てるよう努めること。設定した休養日にやむを得ず活動する場合は、代替日を確保すること。
  - ・設定した休養日は、あらかじめ生徒及び保護者に周知すること。
  - ・中学校は、週2日以上休養日の設定が望ましいこと。

- ・土曜日や日曜日の活動は、学校5日制の趣旨を踏まえ適切に配慮
- ・毎月第3日曜日は「家庭の日」の標準日（県子育て文化創造条例H19.10）ノ一部活デー等の設定により、家庭や地域で過ごす時間をつくる
- ・長期休業中の活動については、ある程度まとまった休養日を設定

【参考】「運動部活動の在り方に関する調査報告書」（H9.12 文部科学省）

「運動部活動での指導のガイドライン」（H25.5.27 文部科学省）

「部活動指導の手引き」H28.3

「部活動の休養日の設定について」「望ましい部活動の在り方」H29.3

### ポイント 練習・栄養・休養のバランスが成果につながる

- 厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習したりすることとは異なるものです。

- ・参加する大会やコンクール、練習試合等を精選すること
- ・より効率的、効果的な練習方法を検討し、導入すること
- ・1週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設定すること
- ・1日の練習時間を適切に設定すること
- ・スポーツ障害及びバーンアウト防止等に努めること

(特に運動部活動では)

- 休養日は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故の防止、体力や気力の回復のためにも重要です。
- スポーツ医・科学に基づいたトレーニング方法・時間による効率的・効果的な練習を進めることが重要です。
- フィジカル・メンタル・栄養・休養のバランスがパフォーマンスアップには欠かせません。
- 体力の著しい低下により、気力やモチベーションも低下します。スポーツ科学的視点に立った指導が重要です。

冬休みには、一週間連続の休養日をとっています。その間は、日頃することのできない「家族の一員としての仕事」を進んでやり、家庭内で和やかな時間を過ごしてほしいと願っています。

〔中学校・文化部顧問〕

次の3点を生徒、保護者に伝え、週1日の休養日を設定し、メリハリのある活動に心がけています。

- ・心と体をリフレッシュし、明日への活力に!
- ・家族団らんの時間を大切に!
- ・趣味等も楽しみ、心豊かな人に!

〔中学校・運動部顧問〕

指導者の声  
「休養日とは？」

心身ともに健康で活動するためには、日頃のバランスのとれた食事と休養が欠かせません。休養日には、家の手伝いをしたり、家族との時間をもったり、趣味を楽しむなどの一人の時間を大切にすることも重要です。

〔高校・文化部顧問〕

身体的、精神的疲労の緩和、けがの治療等を最大のテーマとし、週1日の休養を入れています。また、月に1回は土曜日、日曜日、祝日のいずれかを完全休養日に当て、生徒が自己管理できる能力とオフの日の過ごし方のトレーニング能力の育成をめざしています。

〔高校・運動部顧問〕

## 学校・家庭・地域みんなで適切な部活動を推進しましょう!

### 山口県教育委員会

【問合せ先】 山口県教育庁学校安全・体育課、教職員課、義務教育課、高校教育課

TEL (083) 933-4690 [学校安全・体育課]、933-4555 [教職員課]、933-4595 [義務教育課]、933-4627 [高校教育課]

【賛同団体】 山口県市教育委員会協議会、山口県町教育委員会協議会、山口県中学校長会、山口県公立高等学校長会、山口県中学校体育連盟、山口県中学校文化連盟、山口県高等学校体育連盟、山口県高等学校野球連盟、山口県高等学校文化連盟、山口県PTA連合会、山口県公立高等学校PTA連合会（順不同）



生徒のバランスのとれた生活と成長に向け、

# 週1日以上適切な 休養日を確保しましょう!

## ■ 部活動とは

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に活動を行うものです。

## ■ 部活動の意義

部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養(かんよう)、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものです。

## ■ 工夫及び配慮事項

部活動を実施する際には、地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うよう配慮することが求められています。

※ 「学習指導要領解説」より



## 工夫及び配慮事項

### 部活動の意義が十分発揮されるような適切な運営

- ・学校教育の一環として、学校全体としての指導体制を確立
- ・技術指導に偏ることのない生徒一人ひとりの能力に応じた指導
- ・生徒の個性を尊重した自主的・自発的な活動の尊重
- ・過度に大会やコンクール等での結果を求めない
- ・安全管理と事故防止に必要な安全指導の徹底
- ・体罰根絶に向けた指導体制づくり
- ・保護者や地域の人々、部活動指導員及び外部指導者との連携を図るなど、学校・地域の実情に即した開かれた部活動の実現

### 生徒のバランスのとれた生活と成長を確保

### 県教委が定める「休養日等の設定基準」

- 週1日以上は、休養日を設定すること。
- 月に1回以上は、土曜日又は日曜日に休養日を設定すること。
- 活動時間は、平日は2～3時間以内、土曜日・日曜日は、3～4時間以内とすること。  
(留意事項)
  - ・休養日の設定は、部毎でよいこと。
  - ・休養日は、土曜日又は日曜日に充てるよう努めること。設定した休養日にやむを得ず活動する場合は、代替日を確保すること。
  - ・設定した休養日は、あらかじめ生徒及び保護者に周知すること。
  - ・中学校は、週2日以上休養日の設定が望ましいこと。

- ・土曜日や日曜日の活動は、学校5日制の趣旨を踏まえ適切に配慮
- ・毎月第3日曜日は「家庭の日」の標準日(県子育て文化創造条例H19.10)ノ一部活デー等の設定により、家庭や地域で過ごす時間をつくる
- ・長期休業中の活動については、ある程度まとまった休養日を設定

(参考)

### 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(H30.3スポーツ庁)

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### ポイント 練習・栄養・休養のバランスが成果につながる

- 厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習したりすることとは異なるものです。

- ・参加する大会やコンクール、練習試合等を精選すること
- ・より効率的、効果的な練習方法を検討し、導入すること
- ・1週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること
- ・1日の練習時間を適切に設定すること
- ・スポーツ障害及びバーンアウト防止等に努めること

(特に運動部活動では)

- 休養日は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故の防止、体力や気力の回復のためにも重要です。
- スポーツ医・科学に基づいたトレーニング方法・時間による効率的・効果的な練習を進めることが重要です。
- フィジカル・メンタル・栄養・休養のバランスがパフォーマンスアップには欠かせません。
- 体力の著しい低下により、気力やモチベーションも低下します。スポーツ科学的視点に立った指導が重要です。

【参考】

- 「運動部活動の在り方に関する調査報告書」(H9.12 文部科学省)
- 「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5.27 文部科学省)
- 「部活動指導の手引き」H28.3
- 「部活動の休養日の設定について」「望ましい部活動の在り方」H29.3
- 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(H29.12 公益財団法人日本体育協会)

学校・家庭・地域みんなで適切な部活動を推進しましょう!

## 山口県教育委員会

【問合せ先】 山口県教育庁学校安全・体育課、教職員課、義務教育課、高校教育課  
TEL (083)933-4690 [学校安全・体育課]、933-4555 [教職員課]、933-4595 [義務教育課]、933-4627 [高校教育課]

【賛同団体】 山口県市教育委員会協議会、山口県町教育委員会協議会、山口県中学校長会、山口県公立高等学校長会、山口県中学校体育連盟、山口県中学校文化連盟、山口県高等学校体育連盟、山口県高等学校野球連盟、山口県高等学校文化連盟、山口県PTA連合会、山口県公立高等学校PTA連合会 (順不同)





平 2 9 教 安 体 第 9 1 5 号  
平成 3 0 年 (2018 年) 3 月 2 9 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

### 望ましい部活動の在り方について

中学校・高等学校等の部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するという観点から、平成 2 4 年 3 月 1 9 日付け平 2 3 教安体第 9 7 7 号、平 2 3 教義第 1 1 6 3 号及び平 2 3 教高第 9 5 1 号「望ましい部活動の在り方について」により留意事項等について通知しているところです。

また、県教委では、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、教職員の負担軽減の観点から、平成 2 9 年 3 月 1 日付け平 2 8 教安体第 8 6 3 号「部活動の休養日等の設定について」において、部活動における休養日等の設定に向けて基準を示し、各学校において適切な部活動の運営がなされるよう取り組んでいただいているところです。

このたび、各通知文書の趣旨を踏まえ、各学校における部活動運営が一層適切になされるよう、別紙「望ましい部活動の在り方（平成 3 0 年度暫定版）」を作成しましたので、「平成 3 0 年度（暫定版）啓発リーフレット」とともにお送りします。

については、年度当初の職員会議等において教職員に配布し、その趣旨等を周知するとともに、「啓発リーフレット」については、活用例を参考とされ、教職員（部活動指導員を含む）や外部指導者等に配布することはもとより、生徒及び保護者へも確実に配布されるようお願いいたします。

なお、先日、国において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、本県においても、本ガイドラインに則り、部活動の在り方に関する方針を策定する予定としており、現在、その内容について検討を進めているところです。各学校においては、県の策定を待つことなく、本ガイドラインに則った休養日等の設定などをすることも可能ですので、引き続き、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 【啓発リーフレット活用例】

- |  |   |
|--|---|
| <input type="radio"/> 年度当初の職員会議資料        | <input type="radio"/> 校内研修会資料                 |
| <input type="radio"/> P T A 総会資料         | <input type="radio"/> 部活動指導員及び外部指導者の管理職面談資料   |
| <input type="radio"/> 部活動顧問会議及び部活動保護者会資料 | <input type="radio"/> 学校運営協議会及び地域等への部活動運営説明資料 |
- 等

平 2 9 教 安 体 第 9 1 5 号  
平成 3 0 年 (2018 年) 3 月 2 9 日

各市町教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

### 望ましい部活動の在り方について

部活動について、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、教職員の負担軽減の観点から、平成 2 4 年 3 月 1 9 日付け平 2 3 教安体第 9 7 7 号、平 2 3 教義第 1 1 6 3 号及び平 2 3 教高第 9 5 1 号「望ましい部活動の在り方について」、平成 2 9 年 3 月 1 日付け平 2 8 教安体第 8 6 3 号「部活動の休養日等の設定について」を踏まえ、各学校において休養日等を設定するなど、適切な部活動の運営がなされるよう積極的な取組をいただいているところです。

このたび、各通知文書の趣旨を踏まえ、各学校における部活動運営が一層適切になされるよう、別紙「望ましい部活動の在り方（平成 3 0 年度暫定版）」を作成しましたので、「平成 3 0 年度（暫定版）啓発リーフレット」とともにお送りします。

つきましては、貴管内各中学校に配布いただき、年度当初の学校運営協議会や職員会議等において周知するとともに、「啓発リーフレット」については、活用例を参考とされ、教職員（部活動指導員を含む）や外部指導者等に配布することはもとより、生徒及び保護者へも確実に配布されるよう御指導をお願いします。

なお、先日、国において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、本県においても、本ガイドラインに則り、部活動の在り方に関する方針を策定する予定としており、現在、その内容について検討を進めているところです。

また、本ガイドラインでは、『1（1）イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。』とされており、各市町教委におかれましては、県の策定を待つことなく、本ガイドラインに則った休養日等の設定などをすることも可能ですので、引き続き、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 【啓発リーフレット活用例】

- |  |   |
|--|---|
| <input type="radio"/> 年度当初の職員会議資料        | <input type="radio"/> 校内研修会資料                 |
| <input type="radio"/> P T A 総会資料         | <input type="radio"/> 部活動指導員及び外部指導者の管理職面談資料   |
| <input type="radio"/> 部活動顧問会議及び部活動保護者会資料 | <input type="radio"/> 学校運営協議会及び地域等への部活動運営説明資料 |
- 等



## 望ましい部活動の在り方（平成30年度暫定版）

山口県教育委員会

## 1 部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性を尊重し柔軟な運営に留意すること

- (1) 学校教育活動の一環として、学校全体としての指導体制を確立するとともに、生徒の好ましい人間関係（教職員・生徒間、同学年又は異学年生徒間など）を育てる活動とする。
- (2) 技術指導に偏ることなく、生徒指導、学習指導等の観点からも、生徒一人ひとりの能力に応じた指導を行う。
- (3) 安全への配慮など、指導者が適切に支援を行いながら、可能な限り、生徒の自主的・自発的な活動を尊重する。
- (4) 過度に大会やコンクール等での結果を求めることなどにより、生徒の身体的・精神的な負担過重とならないように留意する。

## （重点取組事項）

## ① 体罰根絶に向けた組織的な指導体制づくり

- 教育活動の一環として行われる部活動の趣旨の徹底
- 校内研修や顧問会議の開催等による組織的な取組の充実

## ② 安全管理と事故防止

- 教職員、生徒及び関係者等に対して、事故防止に必要な安全指導の徹底
- 各校における危機管理マニュアル等の周知徹底
- 天気予報、暑さ指数（WBGT）等の情報の活用
- 落雷や突風等急な天候変化に備えた情報収集及び判断基準の明確化
- ゴール等の転倒防止対策や破損の有無の確認等、施設設備等の点検の徹底

## 2 生徒のバランスのとれた生活と成長の確保及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること

- (1) 通常の活動については、週1日以上適切な「休養日」を設けること。また、月に1回以上は土曜日又は日曜日に休養日を設定するなど、学校の決まりとして取り組む。  
なお、設定は部毎に行ってもよい。また、大会やコンクール等のために、設定した休養日にやむを得ず活動する場合は、代替日を確保する。
- (2) 土曜日又は日曜日の活動については、生徒の「ゆとり」を確保し、家族や部員以外の友人、地域の人々などと触れ合う時間を一層確保するなど、学校週5日制の趣旨を踏まえ適切に配慮する。
- (3) 毎月第3日曜日は「子育て文化創造条例」に定める「家庭の日」の標準日であり、趣旨を踏まえ「ノー部活デー」等を設定するなど適切に配慮する。
- (4) 長期休業中の活動については、ある程度まとまった「休養日」を設定する。

## （重点取組事項）

## ① 休養日等の設定基準

- 週1日以上は、休養日を設定すること。
- 月に1回以上は、土曜日又は日曜日に休養日を設定すること。
- 活動時間は、平日は2～3時間以内、土曜日・日曜日は3～4時間以内とすること。

## （留意事項）

- ・ 休養日の設定は、部毎でよいこと。
- ・ 休養日は、土曜日又は日曜日に充てるよう努めること。設定した休養日にやむを得ず活動する場合は、代替日を確保すること。
- ・ 設定した休養日は、あらかじめ生徒及び保護者に周知すること。
- ・ 中学校は、週2日以上休養日の設定が望ましいこと。

## ② 医・科学的な指導内容、方法への積極的な取組

- 効率的、効果的な練習及び練習時間を設定すること。
- ・ スポーツ障害及びバーンアウト防止等に努めること。

**新** (適切な休養日等の設定に向けた国のガイドラインの内容)

① 休養日等の設定基準

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。
- 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

② 適切な運営のための体制整備

- 校長は、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定する。策定に当たっては、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
- 顧問は、年間の活動計画（活動日・場所、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

**3 生徒の多様な価値観や学校・地域の実情に即した開かれた部活動となるよう、適切な運営に留意すること**

- (1) 必要に応じて、部活動指導員及び外部指導者に協力を求めることができるよう、所要の条件整備に努める。
- (2) 保護者や地域の人々に対して、情報の提供や交換を行い、連携を図るとともに、各種外部団体（スポーツ・文化団体等）との交流を図る。

(重点取組事項)

**新** 部活動指導員及び外部指導者との効果的な連携

- 学校及び部活動の目標や方針等の部活動指導員及び外部指導者への周知及び連携

平成 30 年 4 月  
神奈川県  
神奈川県教育委員会

## 神奈川県の部活動の在り方に関する方針

### 本方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。
- 平成 30 年 3 月、スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。
- このガイドラインでは、都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校設置者は「設置する学校に係る運動部の活動方針」を、校長は「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定することになっている。
- また、当面、文化部活動に関しても、その特性を踏まえ、ガイドラインに準じた扱いとすることとされている。
- そこで、県では、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、地域、学校、競技種目等に応じて、本方針を参考に、多様な形で最適に実施されることを目指すとともに持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む必要がある。
- なお、本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず、該当するものである。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

ア 県教育委員会及び市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国の策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し校長に提出する。

ウ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確

保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化的な活動を行うとともに、技術指導を行う部活動インストラクター等の外部指導者を活用し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

○ 週当たり2日以上以上の休養日进行ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)



- 休養日は、年間 52 週と考え、平日及び週末各 52 日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。
- 1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (3) 休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の部活動休養日を設け、週間、月間、年間単位での活動頻度の目安を定める。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

##### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる部活動を設定する。

##### (2) 地域との連携等

ア 学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

平成 30 年 4 月 9 日  
神奈川県教育委員会

## 神奈川県立学校に係る部活動の方針

### 本方針策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行わなければならない。
- この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成 30 年 3 月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。県では、国のガイドラインに則り「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」を策定した。
- 県立学校を所管する教育委員会では、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、本方針を策定した。
- また、本方針では、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいから、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- イ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- ウ 日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。
- エ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。
- オ 校長は、年間指導計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が

安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しむような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

## 3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。また、休養日の設定に当たっては次の通り、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

◎週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けること。

[具体的な運用について]

- ① 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。
- ② 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可）以上の休養日を設けるようにする。

[52日の考え方]

- ① 平日は放課後の部活動が行われない日を1日とする。
- ② 週休日（祭日等を含む）は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。

## 4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心

身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

## (2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

## 5 取組の検証

本指針に示す県立学校の部活動に係る取組については、平成 30 年度中に取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。